

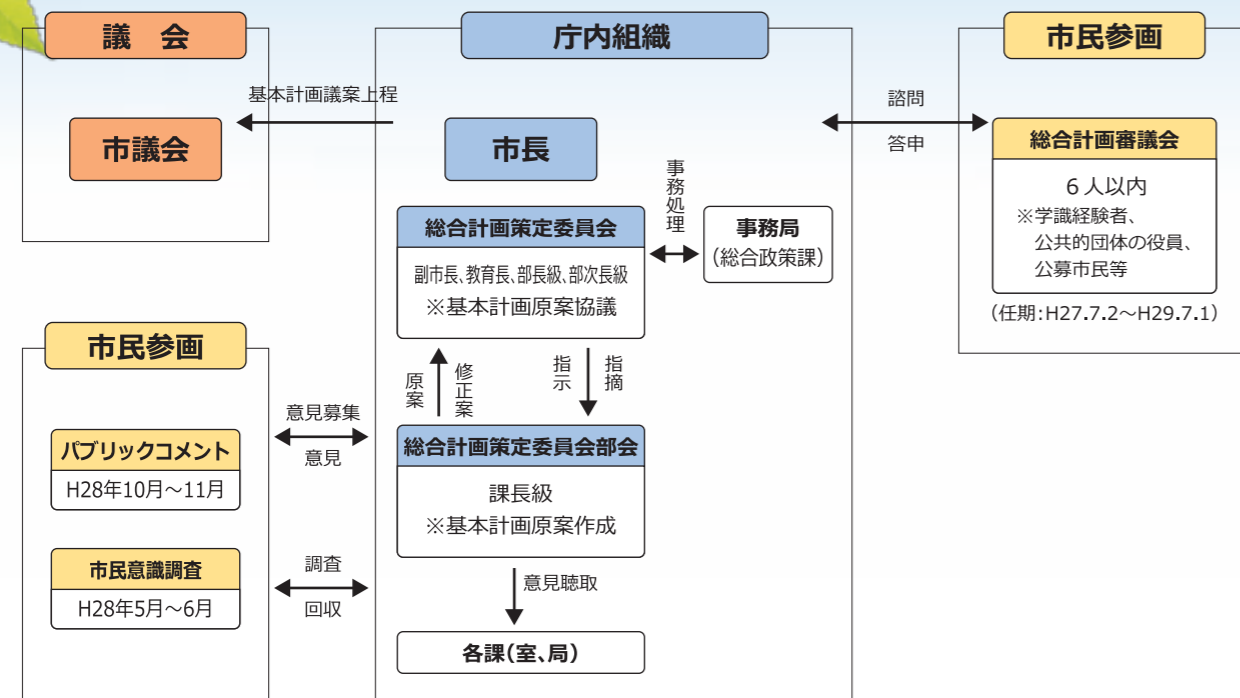
# 策定資料



## 第5次行橋市総合計画後期基本計画策定の経過

委員会名等	日時	議事項目等
策定委員会(第1回)	5月13日(金)	・策定体制について ・今後のスケジュールについて
市民アンケート	5月27日(金)～ 6月10日(金)	・行橋市に住民票を有する満20歳以上の男女から3,000人を無作為抽出 ・有効回収数 1,011人(回収率:33.7%)
審議会(第1回)	7月22日(金)	・諮問書提出 ・策定体制及びスケジュールについて
合同部会(第1回)	8月9日(火)	・策定体制及び策定スケジュールについて ・前期基本計画の総括について ・部会長の選出について
ひとを育むまち部会(第2回)	8月25日(木)	・「ひとを育むまち」基本計画素案(14施策)について
ひとをつなぐまち部会(第2回)	8月26日(金)	・「ひとをつなぐまち」基本計画素案(9施策)について
策定委員会(第2回)	8月30日(火)	・前期基本計画総括、市民アンケート調査結果について
ひとが賑わうまち部会(第2回)	8月31日(水)	・「ひとが賑わうまち」基本計画素案(14施策)について
審議会(第2回)	8月31日(水)	・前期基本計画総括、市民アンケート調査結果について
合同部会(第3回)	9月26日(月)	・後期基本計画部会最終案について ・今後のスケジュールについて
策定委員会(第3回)	9月29日(木)	・後期基本計画(案)について ・今後のスケジュールについて
審議会(第3回)	10月4日(火)	・後期基本計画(案)について ・今後のスケジュールについて
パブリックコメント	10月17日(月)～ 11月4日(金)	・意見提出 2件
全員協議会	10月24日(月)	・前期基本計画総括について ・後期基本計画(案)について
審議会(第4回)	11月10日(木)	・パブリックコメントの結果について ・後期基本計画(最終案)について ・答申(案)について
審議会(第5回)	11月15日(火)	・答申
策定委員会(第4回)	11月18日(金)	・パブリックコメントの結果について ・後期基本計画(最終案)について
議会(12月定例会)	12月6日(火)	・後期基本計画(案) 上程
議会(12月定例会)	12月22日(木)	・後期基本計画(案) 議決

## 第5次行橋市総合計画後期基本計画策定体制



## 行橋市総合計画審議会委員名簿

分野・選考基準	役職(審議会)	氏名	所属	役職(所属)
学識(広域行政経験者)	会長	奥 久志	北九州工アターミナル	常勤監査役
学識(福祉・社会学)	副会長	中村 晋介	福岡県立大学	准教授
学識(まちづくり)	委員	石垣 充	西日本工業大学	准教授
学識(教育経験者)	委員	春田 邦子	教育関係	元校長
公共的団体役員	委員	森田 義孝	行橋商工会議所	専務理事
一般公募委員	委員	帆足 聡夫	市民代表	

28行総政第177号  
平成28年7月22日

行橋市総合計画審議会  
会長 奥久志様

行橋市長 田中純

第5次行橋市総合計画後期基本計画の策定について(諮問)

行橋市総合計画審議会条例第2条第1号の規定に基づき、第5次行橋市総合計画後期基本計画の策定に関し、貴審議会の意見を求めます。

平成28年11月15日

行橋市長 田中純様

行橋市総合計画審議会  
会長 奥久志

第5次行橋市総合計画後期基本計画案について(答申)

平成28年7月22日付28行総政第177号により諮問を受けた第5次行橋市総合計画後期基本計画について、行橋市総合計画審議会条例第2条第1号の規定により審議を行った結果、下記の意見を附して別添のとおり答申します。

記

- 1 計画の推進にあたっては、社会情勢や住民ニーズを的確に捉え、選択と集中により効果的な事業の実施を図られたい。
- 2 計画の進捗については、PDCA(計画・実行・検証・見直し)のマネジメントサイクルに基づき、検証・見直しを行うとともに、進捗状況、成果及び計画の見直し状況を市民にわかりやすく公表し、市民の理解と協力を得られるよう努められたい。また、マネジメントサイクルの手法については、より市民にわかりやすいものとなるよう継続した改善を図られたい。
- 3 自主財源をはじめとした財源の確保に努め、計画の確実な実行を図られたい。
- 4 東九州自動車道等の利便性に優れたインフラ環境や豊かな農水産物、自然、歴史をはじめとした行橋市の魅力を積極的に情報発信し、定住人口及び交流人口の増加を図られたい。
- 5 現在策定中の立地適正化計画や公共施設等総合管理計画をはじめとした各種計画と連携するとともに、施策を推進するにあたっては市民への丁寧な説明を行い、持続可能なまちづくり体制の確立を図られたい。

### 第5次行橋市総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 第5次行橋市総合計画後期基本計画の策定について、必要な事項を調整及び協議するため、第5次行橋市総合計画後期基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 策定委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 第5次行橋市総合計画後期基本計画策定に関する事項
- (2) その他計画策定について必要と認める事項

(構成)

**第3条** 策定委員会は、副市長、教育長、部長相当職及び部次長相当職により構成する。

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には総務部を担任する副市長を、副委員長には都市整備部を担任する副市長をもって充てる。

(会議)

**第4条** 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員長等の職務)

**第5条** 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の設置)

**第6条** 策定委員会に部会を設置する。

2 部会の委員は、次項に規定する関係課の課長相当職をもって充てる。ただし、総合政策課長及び政策調整監については、全部会の委員とする。

3 部会の名称、関係課及び担任事務は、次のとおりとする。

名称	関係課	担任事務
ひとが賑わうまち部会	土木課、都市政策課、建築政策課、環境課、下水道課、水道課、農林水産課、商業観光課、企業立地課、スポーツイベント課、農業委員会	第5次行橋市総合計画基本目標(平成24年3月策定。以下「基本目標」という。)1に係る基本計画に関する事務
ひとを育むまち部会	人権政策課、地域福祉課、障がい者支援室、子ども支援課、生活支援課、介護保険課、国保年金課、教育政策課、学校教育課、指導室、防災食育センター、生涯学習課、文化課、選挙管理委員会、議会事務局	基本目標2に係る基本計画に関する事務
ひとをつなぐまち部会	総務課、防災危機管理室、基地対策室、財政課、情報政策課、契約検査課、総合窓口課、市民相談室、税務課、収納課、債権管理課、会計課、監査事務局、消防本部総務課、警防課、予防課	基本目標3に係る基本計画に関する事務

4 部会に部会長を置く。

5 部会長は、当該部会の委員の互選とする。

6 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

7 部会長は、必要に応じ、当該部会の委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 策定委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、第5次行橋市総合計画後期基本計画策定日にその効力を失う。

### 行橋市総合計画審議会条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行橋市の総合計画に関する事項について調査し、及び審議するため、行橋市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

**第2条** 審議会が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、総合計画の策定及び変更に関する事項を調査及び審議すること。
- (2) 総合計画の進行状況その他必要な事項について意見を述べること。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員6人以下をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

**第7条** 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## ■ 市民アンケート調査

### ■ 1. 調査の概要

#### 1) 調査の目的

「第5次行橋市総合計画後期基本計画」を策定するにあたり、市民のニーズ等を把握し、現在の行橋市が抱える課題を明確にすることにより、市民の意向を踏まえた地域性のある総合計画の策定を目的としてアンケート調査を実施する。

#### 2) 調査対象

行橋市に住民票を有する満20歳以上の男女から3,000人を無作為抽出

#### 3) 調査方法

郵送による配付・回収

#### 4) サンプル数

配付数	有効回収数	回収率
3,000サンプル	1,011サンプル	33.7%

#### 5) 調査期間

平成28年5月27日～ 6月10日

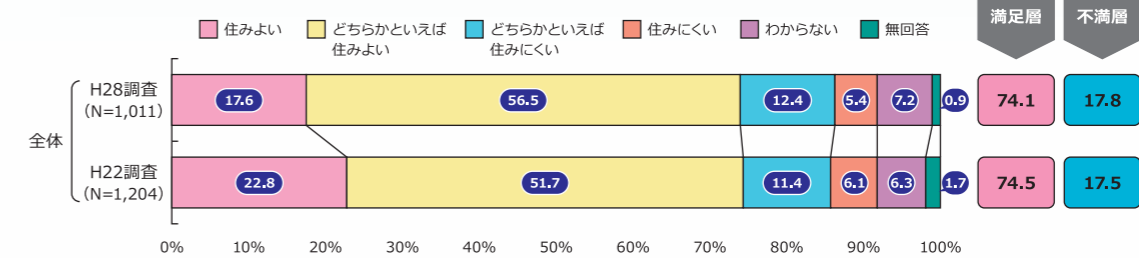
#### 6) 集計分析上の注意事項

- ・集計は小数点第2位以下を四捨五入しているため、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合がある。
- ・回答が複数になる場合、その回答比率の合計は原則として100%を超える。

### ■ 2. 行橋市の現状

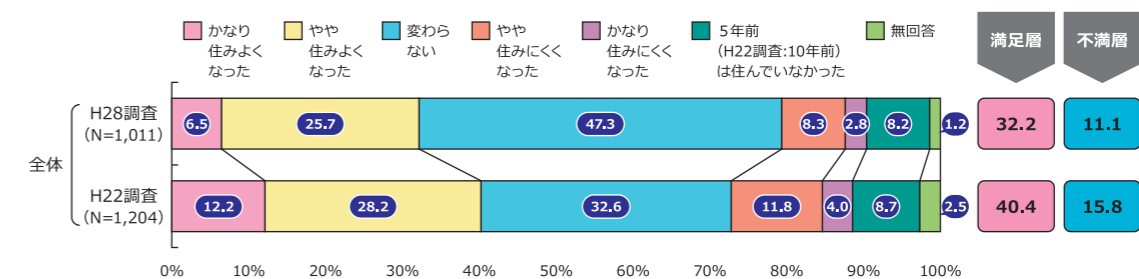
#### 1) 行橋市の住みよさ

##### ■ 現在の行橋市は住みよと感じるか。



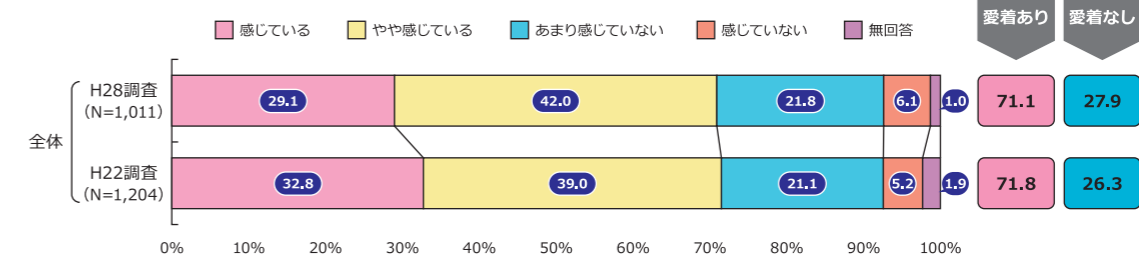
#### 2) 行橋市は住みよくなったか

##### ■ 以前(5年程前)と比べて、行橋市は住みよくなったと感じるか。



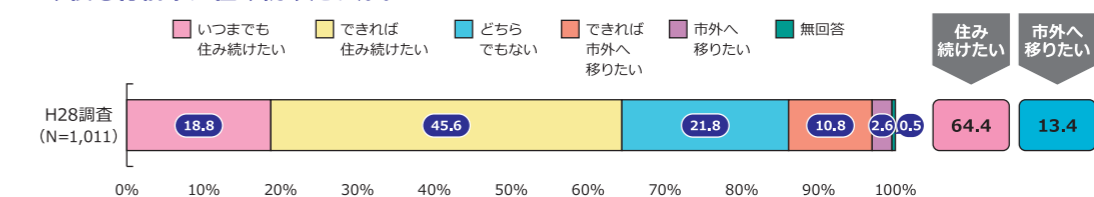
#### 3) 行橋市への愛着度

##### ■ 現在の行橋市に愛着を感じるか。



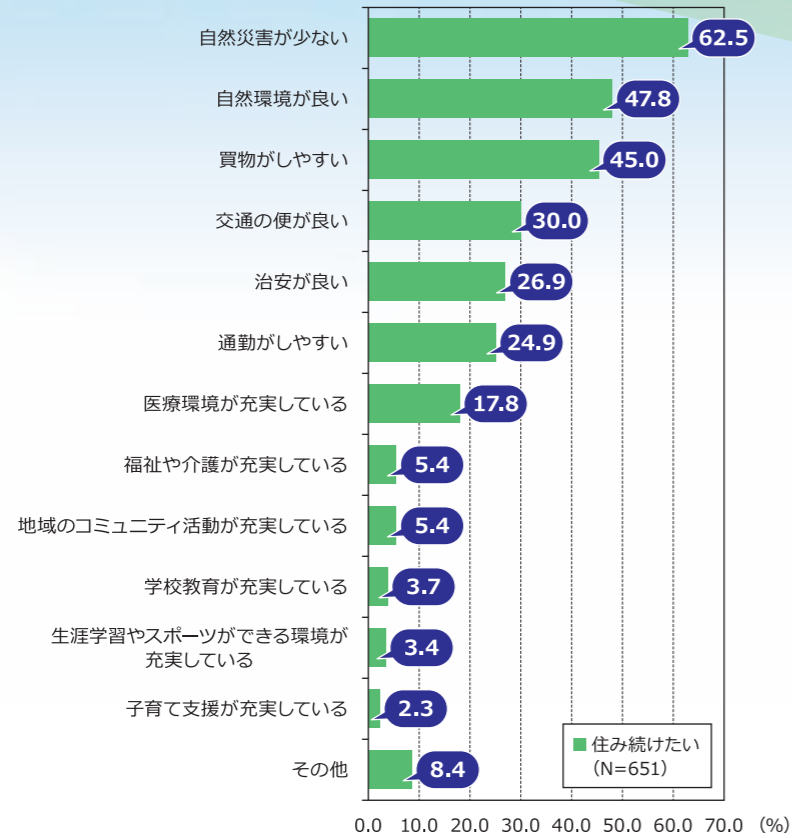
#### 4) 今後の定着意向

##### ■ 今後も行橋市に住み続けたいか。



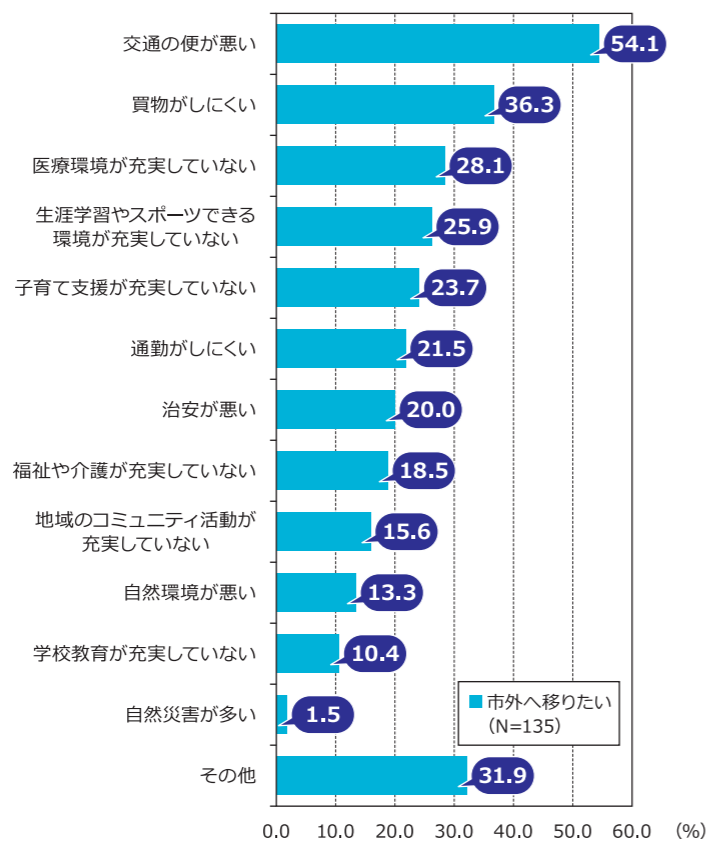
### 5) 住み続けたい理由

今後も住み続けたい理由は何か。(あてはまるものすべて)



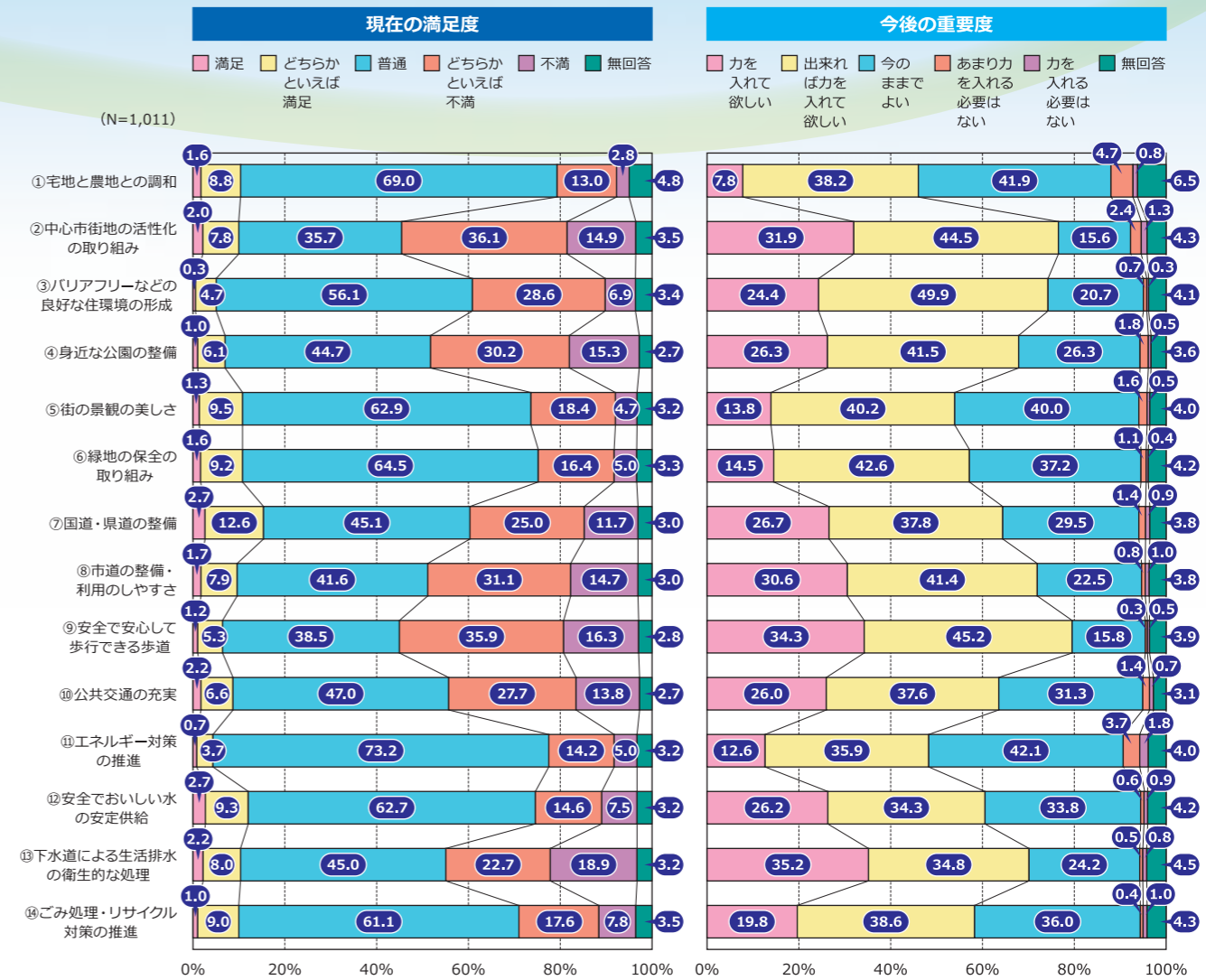
### 6) 市外へ移りたい理由

市外へ移りたい理由は何か。(あてはまるものすべて)

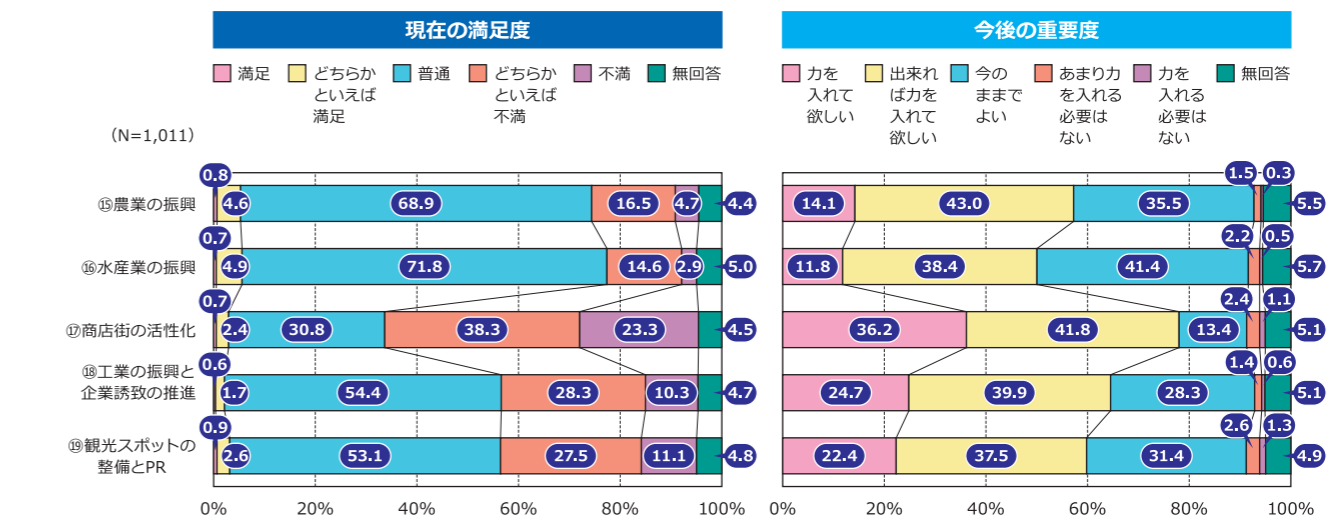


### 7) 施策の現在の満足度・今後の重要度

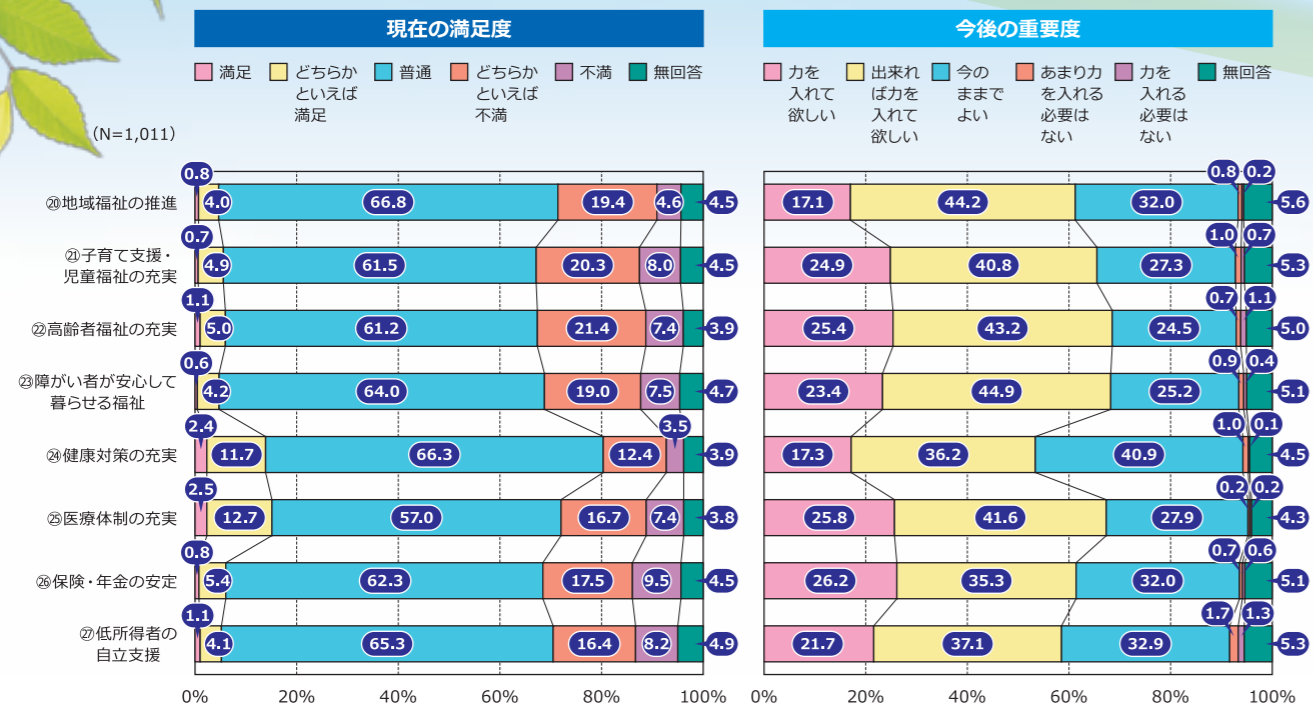
#### 基本施策 1. インフラ整備プロジェクト



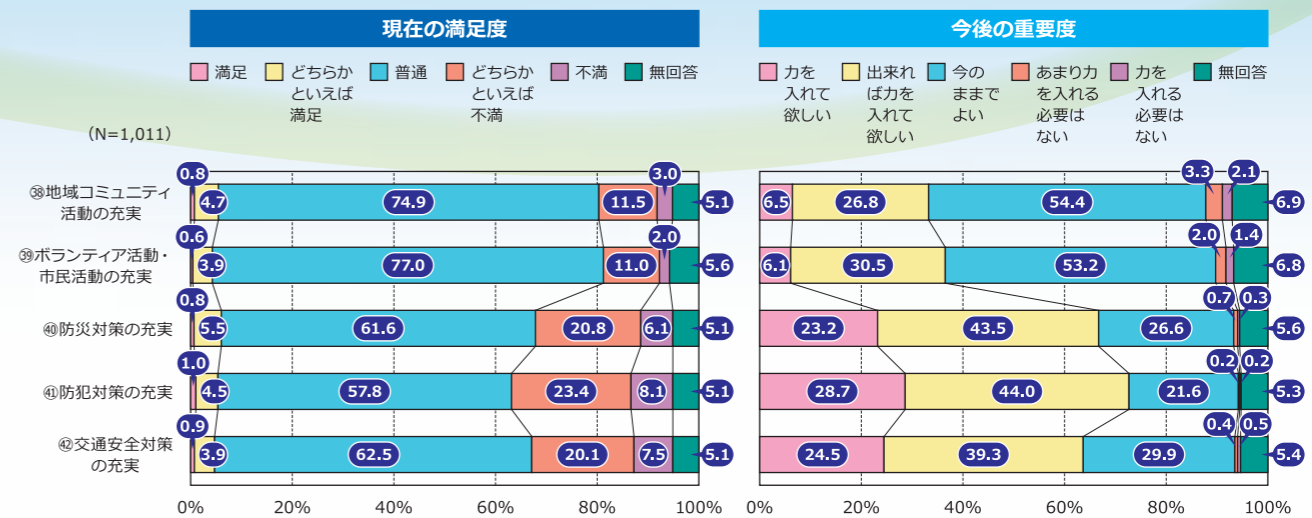
#### 基本施策 2. 産業活性化プロジェクト



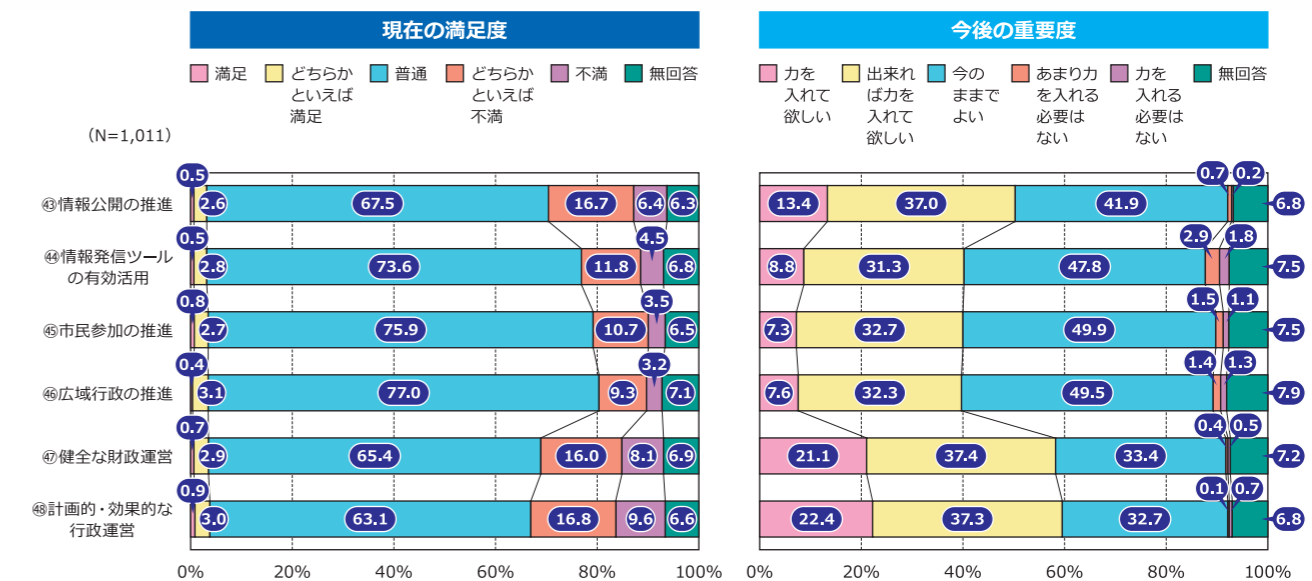
### 基本施策 3. ライフステージ支援プロジェクト



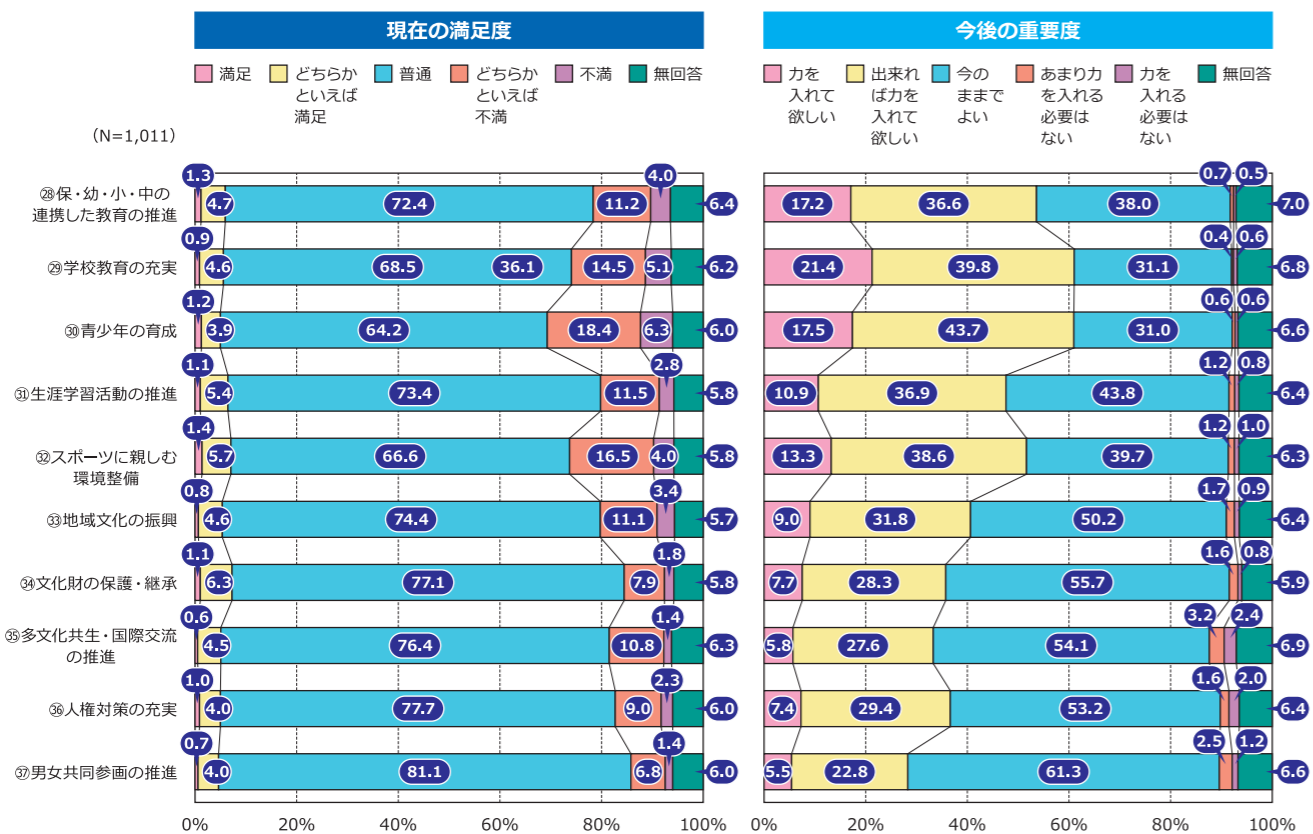
### 基本施策 5. 地域コミュニティプロジェクト



### 基本施策 6. 行政経営プロジェクト



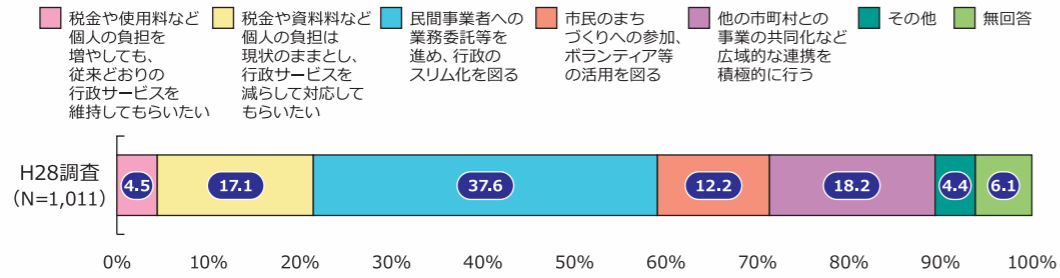
### 基本施策 4. 心とからだ育成プロジェクト



### 3. 行橋市の将来

#### 1) 今後の行財政・市民と行政の役割

行橋市の行財政運営、市民と行政の役割についてあなたの考えに当てはまるものは何か。



#### 2) 行橋市の将来像

将来、行橋市がどのようなまちであってほしいと思うか。(3つまで)

